

令和7年度 第1回
インターネットオークション型
一般競争入札実施要領



令和7年
摂津市 資産活用課

目 次

インターネット型入札の手順 -----	2
要領本文 -----	3
1. 入札物件-----	3
2. 契約にあたって付する主な特約-----	3
3. 入札参加資格-----	4
4. 入札参加申込みの方法等-----	5
5. 入札必要書類の到着確認-----	6
6. 入札保証金の納付 -----	6
7. 入札書等提出 -----	7
8. 開札 -----	8
9. 入札の無効-----	8
10. 契約 -----	8
11. 契約保証金 -----	8
12. 売買代金の支払方法 -----	9
13. 契約費用及び公租公課等 -----	9
14. 所有权の移転及び土地の引き渡し -----	9
15. その他 -----	10
土地売買契約書（案） -----	12
物件概要書・外観 -----	17
受付確認表（様式第1号） -----	20
公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替 依頼書（様式第2号） -----	21
公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替 依頼書（記入例） -----	23
委任状（様式第3号） -----	24
委任状（記入例） -----	25
誓約書（様式第4号） -----	26

インターネット型入札の手順

入札参加申込

※申込は「仮申込み」「本申込み」の2段階に分かれていますのでご注意ください。

【仮申込み】

紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システムでログインID取得

期間:令和8年1月14日(水)午後1時00分から2月3日(火)午後2時00分まで

【本申込み】

本要領5~6ページ「イ 提出書類」に記載の書類を郵送(簡易書留)してください(直接持参可)。

期間:令和8年1月14日(水)午後1時00分から2月3日(火)午後5時15分まで

(消印有効)

・書類提出先

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号 摂津市総務部資産活用課管財係

入札保証金の納付

入札保証金の納付については、令和8年2月10日(火)の午後3時までに本要領7ページに記載してある口座に振り込んでください。

入札の実施

・期限

令和8年2月17日(火)午後1時00分から2月24日(火)午後1時00分まで

当期間内に、官公庁オークションホームページで入札の金額を登録してください。

URL:<https://kankochou.jp/>(トップページ)

開札

・入札確定日時

令和8年2月26日(木)午後1~2時

※当日官公庁オークションホームページへ、後日市ホームページにも掲載されます。

契約

令和8年3月9日(月)午後3時00分までに契約を締結するとともに、要領9ページに記載の書類を提出すること。

売買代金の支払

令和8年4月7日(火)午後2時30分までに納付してください。

※所有権は、売買代金完納と同時に買主に移転します。登記の手続きは本市が行いますが、

諸費用(登録免許税等)は買主の負担となります。

所有権移転及び土地の引き渡し

摂津市が行う令和7年度第1回インターネットオークション型一般競争入札(以下「入札」という。)に参加される方は、本実施要領及び土地売買契約書(案)の内容を承知のうえ、入札に参加してください。

1. 入札物件

物件番号	所在地	地目	実測面積 (m ²)	用途地域	最低売却価格(円)
7-01 (土地)	摂津市正雀本町一丁目 80番13 (住所表示:摂津市正雀本町 一丁目)	宅地	78. 16	近隣商業地域	20,387,120
物件番号	7-01(土地)				
所在地 (地番)	摂津市正雀本町一丁目80番13				
面 積	公募面積	78. 16m ²	実測面積	78. 16m ²	
注意事項	道路向かって左側(南西側)隣地に境界を越えてブロック・ネットフェンスが敷設されています。これらの敷設物も売却対象です。なお、ブロック・ネットフェンスの存在は隣地所有者も把握済です。今後の取扱いは隣地所有者と協議をお願いします。				
その 他	<ul style="list-style-type: none"> ・25mm口径給水管が埋設されておりますが、納付金300, 000円(税抜)納付済です(予定価格に含んでいます)。25mm口径の給水管の権利を保有しています。 ・排水公共柵は残存しています ・外構工作物(門扉、フェンス等)も売却対象です。 				
建築条件	都市計画区域	用途地域	建ぺい率	容積率	
	市街化区域	近隣商業地域	80%	300%	

※参考 登録免許税額:145, 500円(予定)

2. 契約にあたって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

入札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

(2) 風俗営業等の禁止

入札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。

(3) 違約金

契約書に定める義務に違反したときは売買代金の3割を違約金として摂津市に支払うものとする。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(4) 買戻特約

契約に定める義務を履行しないときは、(3)の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすること

ができるものとする。買戻しの期間は、土地の所有権移転登記の日から5年間とする。

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 摂津市が定める摂津市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)及び摂津市における入札、契約などに関わる諸規定並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるオーバークションに関する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び遵守することができる者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しない。
 - ①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ②次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者
 - ・摂津市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ・摂津市が実施した競争入札において、その公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ・入札者が摂津市と契約を締結すること又は摂津市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ・地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により摂津市が実施する監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - ・正当な理由なく摂津市との契約を履行しなかった者
 - ・上記記載事項のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ③法人の場合は法人税、消費税及び市税を、個人の場合においては所得税及び市税を完納していない者
 - ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - ⑤摂津市暴力団排除条例(令和23年摂津市条例第13号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
 - ⑥売買物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者
 - ⑦売買物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に使用しようとする者
 - ⑧無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと又は関与していない者
 - ⑨入札申込み及び入札必要書類に不備及び虚偽等の記載を行った者
 - ⑩次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者
 - ・破産法(平成16年法律第75号)第18号若しくは第19号の規定による破産手続開始の申立て、

又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条又は第133条の規定による破産申立て

- ・会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法施行による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続き開始の申立て
- ・民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申立て、又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定による従前の例によることとされる和議開始の申立て
- ・清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)第511条に基づく特別清算の申立て

⑪本市特別職及び正職員、会計年度任用職員(配偶者及び一親等内の親族を含む)。

4. 入札参加申込みの方法等

入札は、インターネット方式にて受け付けます。

※申込は「仮申込み」「本申込み」の2段階に分かれていますのでご注意ください。

(1)【仮申込み】

入札参加申込をする際には、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)でログインする必要がありますので、あらかじめログイン ID を取得し、メールアドレスの認証を受けてください。

法人が、入札参加申込をする場合、法人名(代表者名も入力)でログイン ID を取得する必要があります。共同入札する場合は、代表者名でログイン ID を取得してください。

期間:令和8年1月14日(水)午後1時00分から2月3日(火)午後2時00分まで

(2)【本申込み】郵送又は持参でお願いします

ア 提出書類

- ①受付確認票(様式第1号)
- ②公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(様式第2号)(以下「参加申込書」という。)
 - ・落札後の売買契約締結や所有権移転登記は、参加申込書に記載された名義でしか行いません。共有を希望される場合には、必ず裏面の共有者欄に必要事項を記載し、お申込みください。
 - ・印鑑登録印で押印をお願いします。

③誓約書(摂津市暴力団排除条例に基づく)(様式第4号)

④印鑑証明書(個人の場合は印鑑登録証明書)

⑤登記事項証明書[履歴事項全部証明書](個人の場合は住民票)

⑥納税証明書類(直近3年分)※資料は電子取得可

・法人の場合

国税:納税証明書その3の3

(「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)

(入札参加者の住所が納税地となっているもの)

地方税:直近の法人市民税

(入札参加者の所在市町村が発行するもの)

・個人の場合

国税:納税証明書その3の2

(「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない
証明用)

地方税:直近の市府民税

(入札参加者の所在市町村が発行するもの)

【以下法人に限る】

⑦会社概要の分かる書類

(例:会社概要リーフレット、書式自由)

⑧定款

※④⑤⑥については、発行後3か月以内のもので、共有名義の場合は共有者全員分をご提出ください。

【代理人が入札参加申込みを行う場合】

⑨委任状(様式第3号)

・共有名義の場合は、委任者欄に代表者の住所、氏名を記名押印してください。

イ 提出方法

簡易書留で郵送又は持参により以下提出先に提出すること。

ウ 提出期間

**令和8年1月14日(水)午後1時から令和8年2月3日(火)午後5時まで(土日祝日
は除く・簡易書留で郵送の場合は令和8年2月3日付消印有効)。**

エ 提出先

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号 摂津市役所総務部資産活用課管財係宛

(持参の場合の受付時間:平日午前9時00分~午後5時00分)

オ その他

①申込みに係る費用は、申込者の負担とします。

②提出書類に不備等がある場合は、入札に参加することができません。

③提出された書類は、返却しません。

5. 入札必要書類の到着確認

申込書類受付後、本市より参加申込書記載されているメールアドレスに到着確認の連絡をします。

6. 入札保証金の納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要がありますので、次の要領により納付してください。

(1) 入札保証金額

2,039,000円

(2) 納付方法

入札保証金を電信扱いで摂津市が指定する次の振込先口座に振り込んでください。なお、入札保証金の振込手続きには、日時を要する場合がありますので、確実に入金できる旨、申込者が利用する金融機関に確認してください。

【振込先口座】

銀 行 名 りそな銀行 吹田支店(金融機関コード:0010 支店番号:201)
口座種別・番号 普通 0312433

口 座 名 義 大阪府摂津市会計管理者 柳瀬 哲宏

※電信扱いでの振込みとし、受領証等(振込みが確認できるもの)の写しを入札保証金還付請求書の裏に貼付してください。

※振込時に必ず、振込依頼書のご依頼人コード欄に依頼人コード1111を記載してください。

※振込時に必ず、資産活用課管財係に連絡の上、受領証等(振込みが確認できるもの)の写しを資産活用課管財係までFAXもしくはメールで送信してください。

(3) 納付期限

令和8年2月10日(火)の午後3時までに納付してください。

(4) 落札者以外の方への返還方法

落札者以外の方が納付した入札保証金は、参加申込書に記載した口座に返還します。

(5) 入札保証金の振込手数料は、申込者の負担となります。

(6) 入札保証金の納付後は、入札保証金の納付の取消し又は変更はできません。

(7) 入札保証金は一括納付のみとし、分割納付はできません。

(8) 入札保証金の預り書は発行いたしませんので、振込みの際に金融機関が発行した受領書等は、必ず保管してください。

(9) 落札者がいない場合、契約締結までに落札が無効となった場合又は落札者が辞退した場合は、再度日時を設定し、入札を実施します。なお、落札者がいない場合等の入札保証金については、開札後1か月前後で返還します。(入札保証金に利息は付きません。)

(10) 入札保証金を振り込んだ後、何らかの理由で入札を辞退される場合(ただし、入札書を摂津市に提出した後の辞退はできません)は、入札保証金を返還いたします。この場合、入札書等提出期限内に必ず辞退届(様式は自由ですが、記名押印の上、必ず印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)及び振込みの際金融機関が発行した受領書等を添付してください)を持参によりお申し出ください。ただし、入札保証金については、開札後1か月前後で返還します(入札保証金に利息は付きません)。

(11) 落札者が契約締結期限までに落札物件の売買契約を締結しないとき(落札者に入札参加資格がないものであることが判明し、その入札が無効になったときを含む)、入札保証金は摂津市に帰属します。

7. 入札の実施

(1) 公有財産売却システム上において入札の金額を登録することにより行います。

- (2) 入札金額に、契約の締結に要する費用及び所有権移転登記手続きに要する費用は含みません。
- (3) (1)の登録回数は、1回を限定とします。
- (4) 入札期間は、**令和8年2月17日(火)午後1時から令和8年2月24日(火)午後1時まで**とします。

8. 開札

- (1) 日時

令和8年2月26日(木)午後1~2時

- (2) 方法

公有財産売却システムにより行います。

- (3) 落札者の決定方法

ア 公有財産売却システムによる入札において、有効な入札を行った者のうち、入札の金額が予定価格(最低落札価格)以上で、かつ、最高の価格である者を落札者として決定します。ただし、入札の金額が最高の価格である入札者が複数ある場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。

イ 入札参加者全員に入札結果の電子メールが届きます。また、売却システム上で一定期間落札情報が公開されます。

ウ 開札結果を摂津市のホームページにて公表します。

①落札者(「個人」は表記のみ、「法人」は法人名を公開)

②落札金額

③入札者数

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加申込関係書類の提出がないとき。
- (2) 入札者及びその代理人が、他の者の入札代理人となり、入札をしたとき。
- (3) 入札者の代理人が、入札者として入札をしたとき。
- (4) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、定められた事項に違反したとき。

10. 契約

落札者は、**令和8年3月9日(月)午後3時**までに契約を締結するとともに、摂津市が必要とする書類を提出していただきますようお願いします。

- (1) 提出書類

ア 売買契約書(2部)

イ 保証金等に関する書類等

ウ その他契約に必要な書類(落札後に必要書類を通知)

エ 所有権移転に必要な書類

11. 契約保証金

(1) 契約保証金額

2,039,000円

(2) 納付方法

次のいずれかの方法で納付してください。契約保証金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。なお、**入札保証金充当依頼書を提出することにより、入札保証金を契約保証金に充当できます。**

ア 市が発行する納付書による納付(納付先は市の指定金融機関)

イ 市の指定口座への銀行振込による納付

※納付予定日の決定の際には、必ず事前に資産活用課と協議願います。

※納付書で納付する場合、資産活用課管財係に連絡の上、受領証等(振込みが確認できるもの)の写しを資産活用課管財係までFAXもしくはメールで送信してください。

(3) 納付期限

落札者は、契約保証金を**契約締結まで**に納付してください。

(4) 帰属

契約者が売買代金を期日までに納付しない等の理由により、売買契約を解除した場合には、契約保証金は摂津市に帰属します。

12. 売買代金の支払方法

売買代金納付期限までに次のいずれかの方法で納付してください。売買代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。なお、売買代金の納付期限までに全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

ア 市が発行する納付書による納付(納付先は市の指定金融機関)

イ 市の指定口座への銀行振込による納付

※納付予定日の決定の際には、必ず事前に資産活用課と協議願います。

※納付書で納付する場合、資産活用課管財係に連絡の上、振込みが確認できるもの(例:受領証)の写しを資産活用課管財係までFAXもしくはメールで送信してください。

納付期限:令和8年4月7日(火)午後2時30分まで

13. 契約費用及び公租公課等

次の費用等は、買受人の負担となります。

- (1) 契約書(本市控え分)に貼付する収入印紙の費用
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税
- (3) 所有権移転後、落札者を義務者として課される公租公課
- (4) その他契約に要する費用

14. 所有权の移転及び土地の引き渡し

(1) 所有权の移転

所有権は、売買代金完納と同時に移転し、現状での引渡しがあったものとします。所有権移転

登記の手続きは、売買代金完納後に本市が行います。登記に際し、以下書類の提出が必要です。

① 法人…代表者事項証明書、印鑑証明書

② 個人…住民票、印鑑登録証明書

※ 所有権移転登記は、参加申込書及び売買契約書に記載された名義（共有名義を含む。）でしか行いません。

※ 所有権移転登記に必要な登録免許税及び書類に係る費用は落札者負担となります。

(2) 物件の引き渡し

売買物件は、売買代金完納時に引き渡したものとします。

15. その他

- (1) 入札に参加しようとする全ての方は、本要領及び土地売買契約書（案）に記載された事項を熟読しておいてください。
- (2) 土地詳細図、その他の関係する資料は現況と相違している可能性があります。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。必ず事前に現地、現況、近隣状況を確認し、募集要領をよく読み、内容を把握の上でお申し込みください。
- (3) 売買物件は、全て現状有姿での引き渡しとなります。物件内の設備及び工作物等の撤去及び処分が必要な場合は、買受人の負担としますので、必ず事前に売買物件の現況をご確認のうえ、入札にご参加ください。
- (4) 売買物件内の地下埋設物調査、地盤調査及び土壤調査等は行っていません。物件内に建築物を建築する際に地盤改良工事等が必要となった場合、また、ゴミやガラ及び埋設物等が存在した場合の撤去等に必要な費用は、買受人の負担とします。
- (5) 売買物件は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による埋蔵文化財包蔵地外ですが、埋蔵文化財等が発見された場合は、埋蔵文化財調査等に係る必要な費用は、買受人の負担とします。なお、当該調査等の実施による買受人の事業期間の延長又は買受人の建設に要する費用が増加する等により買受人に何らかの損害が発生した場合、本市はその損害の一切について賠償する責めを負いません。
- (6) 建築確認や開発行為をするにあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種関連法令及び関連条例及び摂津市開発協議基準を遵守する必要がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
- (7) 買受人は、売買契約締結後に売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (8) 売買契約締結の日から売買物件の引き渡しの日までにおいて、市の責めに帰すことのできない理由により売買物件に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は買受人の負担となります。
- (9) 買受人が売買契約に定める義務を履行しないために市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (10) 本件土地は、浸水ハザードマップにおいて浸水想定区域になっています。詳しくは摂津市洪水ハザードマップをご確認ください。
- (11) 本件土地の開発にあたっては、周辺コミュニティとの良好な関係形成について、十分に配慮してく

ださい。

(12) 入札の公正、競争性を確保するため、入札参加者の状況等の問い合わせについては一切お答えできません。

土地売買契約書（案）

売扱人 摂津市（以下「甲」という。）と乙_____（以下「乙」という。）は、次の条項により土地売買契約を締結する。

（売買）

第1条 甲は、末尾記載の売買物件（以下「本物件」という。）を乙に売却し、乙は代金を支払つてこれを買い受けるものとする。

（売買代金）

第2条 前条の売買代金は、金_____円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として、金2, 039, 000円をこの契約締結日までに甲に納付しなければならない

2 前項の契約保証金は、売買代金の一部に充当するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

（契約保証金の帰属）

第4条 甲が、第19条33第1項の規定によりこの契約を解除したときは、前条第1項の規定により納入された契約保証金は甲に帰属し、返還しない。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、第2条の売買代金を、令和8年4月7日までに、甲が発行する所定の納付通知書又は指定口座への振込により支払わなければならない。

（延滞利息）

第6条 乙は、売買代金を納入期限までに納入できないときは、遅延利息の支払いを甲に請求することができる。なお、延滞利息の利率は年7.3%とし、この場合における計算方法は1年を365日とした日割り計算とする。

（所有権の移転）

第7条 本物件の所有権は、売買代金及び前条に規定する延滞利息（以下「売買代金等」という。）が完納された時に、甲から乙に移転されたものとする。

（所有権移転登記）

第8条 甲は、前条により本物件の所有権が移転した後、乙に対する所有権移転登記の嘱託登記手続きを行うものとし、乙は、これに必要な書類等をあらかじめ甲に提出するものとする。

（危険負担）

第9条 甲は、本物件の所有権が移転してからは、本物件について危険負担を負わない。

（瑕疵担保）

第10条 乙は、この契約締結後、本物件に数量の不足、隠れた瑕疵のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（公序良俗に反する使用の禁止）

第11条 乙は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第7

7号) 第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用してはならない。

2 乙は、本物件の所有権を第三者へ移転する場合には、摂津市暴力団排除条例（平成23年摂津市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、本物件について第三者に対して権利を設定する場合には、当該第三者に対して第1項の定めに反する使用をさせてはならない。

(風俗営業等の禁止)

第12条 乙は、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。

2 乙は、本物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めに反する使用をさせてはならない。

3 乙は、本物件について第三者に対して権利を設定する場合には、当該第三者に対して第1項の定めに反する使用をさせてはならない。

(無差別大量殺人行為を行った団体関係者による使用の禁止)

第13条 乙は、本物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属していない者又は関与していない者及びそれらの構成員がその活動のために使用してはならない。

2 乙は、本物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めに反する使用をさせてはならない。

3 乙は、本物件について第三者に対して権利を設定する場合には、当該第三者に対して第1項の定めに反する使用をさせてはならない。

(破産・会社更生等の申立て・通告をしている者による使用の禁止)

第14条 乙は、本物件を次の法律の規定による申立て又は通告がなされている者が使用してはならない。

・破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て

・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続き開始の申立て

・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立て、又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定による従前の例によることとされる和議開始の申立て

・清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算の申立て

2 乙は、本物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止を書面によって承

継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めに反する使用をさせてはならない。

3 乙は、本物件について第三者に対して権利を設定する場合には、当該第三者に対して第1項の定めに反する使用をさせてはならない。

(安全対策及び地域への協議等)

第15条 乙は、隣接地家屋等の安全対策を十分に行った上で、本件土地の土地利用を行わなければならない。なお、これに要する費用については、乙の負担とする。

2 乙は、本件土地の工事等着手に当たっては、関係機関及び近隣住民等地元関係者との協議、調整等を自らの責任で行わなければならぬ。

(実地調査等及び報告義務)

第16条 甲は、本契約に規定する義務の履行状況を確認するため、本件土地について、隨時に実地調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、偽りその他不正な行為によりこの契約を締結したとき。

2 前項の定めにより、甲がこの契約を解除した場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 乙は、甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙に損害があつても、乙は甲にその賠償を請求することができない。

(買戻特約)

第18条 甲は、乙又は本物件の転得者が本契約の定めに違反した場合には、本物件の買戻しをすることができるものとする。

2 前項に定める買戻しの期間は、この契約締結の日から5年間とする。

(返還金等)

第19条 甲が、第17条の規定により契約を解除したときは、乙が第23条に定める義務を完全に履行した後、乙が支払った売買代金を返還するものとする。ただし、返還金には利息を付さないものとする。

2 甲は、前項の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の金額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対してこれを別途支払わなければならない。

- (1) 第17条第2項第1号に定める損害賠償金
- (2) 第20条第1項に定める違約金
- (3) 第21条第1項第2号に定める登記費用等
- (4) 第21条第3項に定める損害賠償金

3 乙が負担した契約費用及び本物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用及び第7条の規定による延滞利息は、返還しないものとする。

(違約金)

第20条 乙は、本契約に定める義務に違反したときは、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の違約金は違約罰であり、第21条第2項第1号に定める損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しない。

(原状回復)

第21条 乙は、甲が契約を解除したときは、甲の指定する期日までに次の各号に定める事項を実行しなければならない。

(1) 本物件について設定された抵当権、その他本物件の完全な所有権の行使を妨げる権利を消滅させること。

(2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

(3) 本物件に存在する工作物等を撤去し、本物件を第7条の所有権移転時の原状に復して返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときはこの限りでない。

2 前項第3号ただし書の場合により本物件を返還したときは、本物件内に残置したもの的所有権はすべて甲に帰属する。なお、これにより乙に損害があつても、甲に対してその賠償を請求することができない。

3 乙は、本条第1項第3号ただし書の場合において、本物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならぬ。また、乙の責めに帰するべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならぬ。

(法令等の遵守)

第22条 乙は、開発及び建築物の建築にあたっては、都市計画法及び建築基準法等の各種関係法令及び摂津市開発協議基準等を遵守しなければならない。

(公害等の防止)

第23条 乙は、建築物の建築等に伴い生じる騒音、風害、電波障害及び日照障害等の防止に留意するとともに、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

(上下水道等)

第24条 乙は、上下水道、電気、ガス、電話等の供給を受けるときは、各々の供給者及び施設管理者等と協議のうえ、自らの負担により工事等を行わなければならない。

(地下埋設物等)

第25条 本物件内の地下埋設物の撤去等に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(地元協議等)

第26条 乙は、建築物の建築にあたっては、近隣住民等地元関係者との協議、調整等を自らの責任で行わなければならない。

(契約費用等)

第27条 この契約の締結に要する費用及び第8条の所有権移転登記手続きに要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第28条 この契約に關し裁判上の紛争が生じたときは、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第29条 この契約に定めのない事項又はこの契約に關して疑義が生じたときは、甲乙協議のう

え、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売扱人（甲） 住 所 大阪府摂津市三島一丁目1番1号
摂 津 市
氏 名 代表者 摂津市長 嶋野 浩一朗

買受人（乙） 住 所

氏 名

記

売買物件の表示（土地）

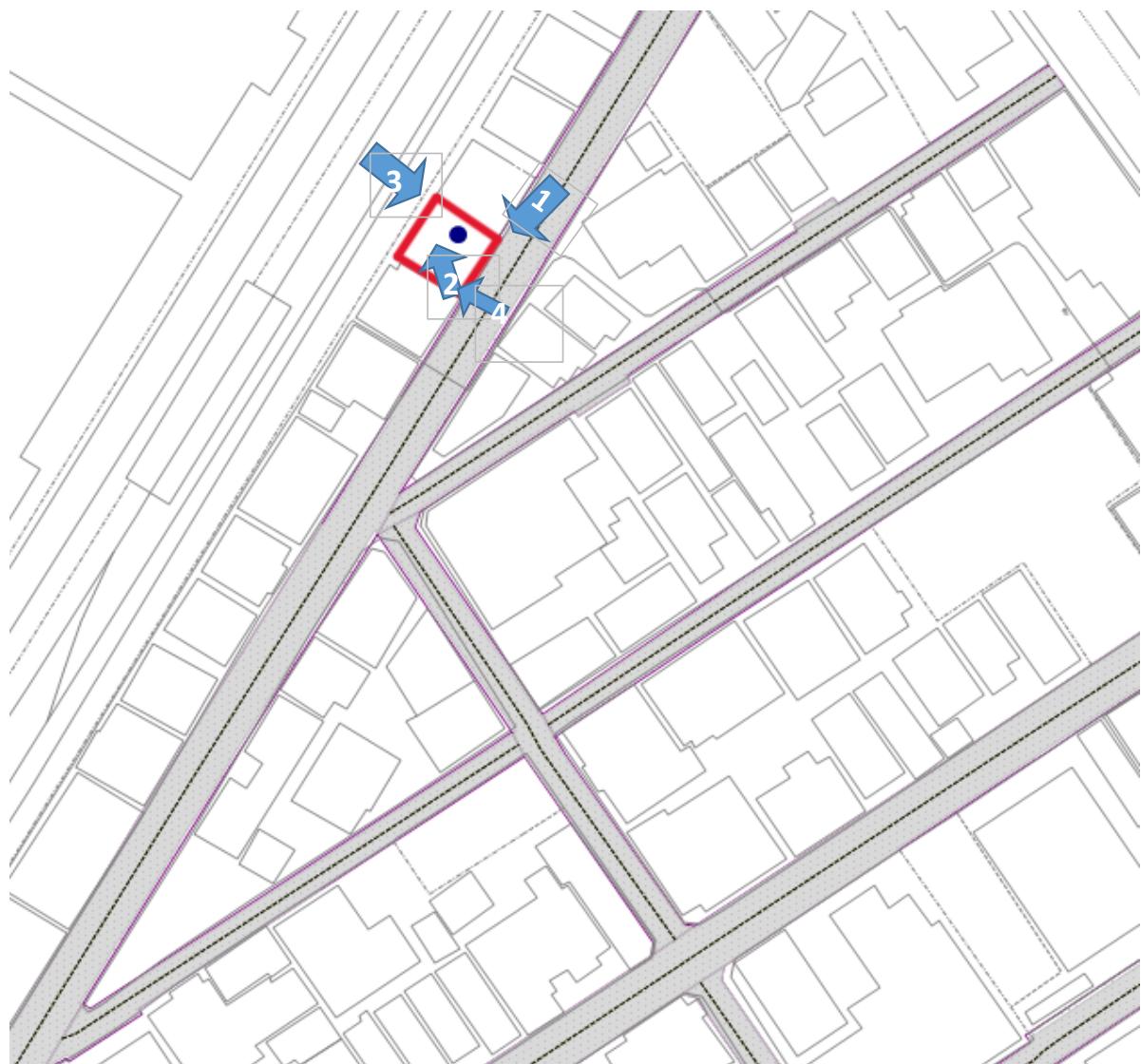
所在	地番	地目	地積	
			公簿面積 (m ²)	実測面積 (m ²)
摂津市正雀本町一丁目	80番13	宅地	78.16	78.16

物件概要書

入札物件の概要	
所在地	摂津市正雀本町一丁目80番13
地目	宅地
現況	更地（ただし、外構工作物（門扉、フェンス等）あり。 道路に向かって左側隣地に境界を越えてブロック・ネットフェンスが敷設されています。）
使用面積	公簿面積 78.16 m ²
土地所在図	
	

住居表示:摂津市正雀本町一丁目40番8号

入札物件 外観



1



2



3



4



※写真内の赤い線はあくまで参考です、土地境界を示すものではありません。

様式第1号

受付確認表

1. 申込者

ふりがな	
商号又は名称	
ふりがな	
氏名(代表者職氏名)	
電話番号	
メールアドレス	

2. 提出書類

No.	提出書類	申込者確認欄	個人	法人	備考
1	受付確認表(本票)		●	●	
2	公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書		●	●	
3	誓約書		●	●	
4	印鑑証明書(個人の場合は印鑑登録証明書)		●	●	
5	登記事項証明書[履歴事項全部証明書] (個人の場合は住民票)		●	●	
6	納税証明書類		●	●	
7	会社概要の分かる書類		×	●	
8	定款		×	●	
9	委任状		○	○	

●:必須 ○:代理人の場合は必須 ×:不要

- ・申込者確認欄に提出を必要とする書類があるか確認し、レ点を付してください。
- ・申込者がKSI官公庁オークションのIDをお持ちでない場合は、IDを取得するか代理人による参加となります。
- ・代理人により入札に参加する場合はNo.9の書類も必要です。

3. 注意事項

- ①入札参加資格の有無について結果をメールにて連絡します。
- ②入札参加申込書類一式は、郵送または直接持参してください。(消印有効)
- ③期限までに提出されない場合や提出された書類に不備がある場合は入札に参加できません。
- ④申請受付後でも、必要に応じ、問い合わせや資料等の提出をしていただくことがあります。
- ⑤後日、虚偽の申込または書類であったことが判明した場合は、契約解除等の対象となります。
- ⑥提出いただいた書類等は一切返却しません。

【摂津市記入欄】

受付日	受付番号 07-1(土地)	入札資格参加 有・無	
		有	無

公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

令和 年 月 日

摂津市長様

申込者・請求者	住 所 (所在地)	
	フリガナ	
	商号又は名称(法人)	
	フリガナ	
	氏 名 (法人は代表者職氏名)	実印
	電 話 番 号	
	メールアドレス	
	ユーナーID	
共有持分	分の	(共有名義の場合のみ記入)

摂津市が売払いする下記物件を買い受けたいので、当該物件に係る公有財産売却一般競争入札に参加を申し込みます。

また、下記物件を落札できなかった場合は、公有財産売却の参加申込の際に納付した入札保証金を返還願います。

なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

■ 入札参加申込物件

区分番号	物件名称 (所在地)	地目	実測面積(m ²)	入札保証金
7-01(土地)	摂津市正雀本町一丁目80番13	宅地	78.16	2,039,000円

■ 注意事項 ※電話番号は日中ご連絡の取れる電話番号をご記入してください。

※代理人による手続きをする場合、委任状の提出が必要です。

※提出された書類は一切返却しません。

■ 返還先口座情報

返還先	銀 行 信用金庫 農 協	支 店
預金の種類	1 普 通	2 当 座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		
金額	金 2, 039, 000円	

(共有名義の場合については、代表者以外の方についてもご記入ください。)

〔共有者〕 住所 _____
ふりがな _____
氏名 _____ 実印 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____
共有持分 _____ 分の _____ (共有名義の場合のみ記入)

(共有名義の場合については、代表者以外の方についてもご記入ください。)

〔共有者〕 住所 _____
ふりがな _____
氏名 _____ 実印 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____
共有持分 _____ 分の _____ (共有名義の場合のみ記入)

(共有名義の場合については、代表者以外の方についてもご記入ください。)

〔共有者〕 住所 _____
ふりがな _____
氏名 _____ 実印 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____
共有持分 _____ 分の _____ (共有名義の場合のみ記入)

(共有名義の場合については、代表者以外の方についてもご記入ください。)

〔共有者〕 住所 _____
ふりがな _____
氏名 _____ 実印 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____
共有持分 _____ 分の _____ (共有名義の場合のみ記入)

記載例

様式第2号

申込日を記入してください。

公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

摂津市長様

申込者・請求者

住 所 (所在地) 大阪府〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号

フリガナ

カブシキガイシャマルマルショウテン

商号又は名称(法人)

株式会社 〇〇商店

個人は実印、法人は法人印を

必ず押印してください。

●申込者欄の記入は、
KS1官公庁オークション+D取得時と同様
の内容を記入してください。

フリガナ

せつ たろう

氏名(法人は代表者職氏名)

代表取締役 摂津 太郎

実印

電話番号

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス

settsu-tarou@city.settsu.osaka.jp

ユーチャーID

abcdef1234

共有持分

3

分の

1

(共有名義の場合のみ記入)

摂津市が売払いする下記物件を買い受けたいので、当該物件に係る公有財産売却一般競争入札に参加を申し込みます。

また、下記物件を落札できなかった場合は、公有財産売却の参加申込の際に納付した入札保証金を返還願います。

なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

■入札参加申込物件

区分番号	物件名称(所在地)	地目	実測面積(m ²)	入札保証金
7-01(土地)	摂津市正雀本町一丁目80番13	宅地	78.16	2,039,000円

■注意事項

※電話番号は日中ご連絡の取れる電話番号をご記入してください。

※代理人による手続きをする場合、委任状の提出が必要です。

※提出された書類は一切返却しません。

■返還先口座情報

返還先	○○	銀 行	△△	支 店
預金の種類	1 普 通	2 当 座		
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇			
フリガナ	カ) マルマルショウテン	ダイヒヨウトリシマリヤク	セツツ タロウ	
口座名義	株〇〇商店	代表取締役	摂津 太郎	
金額	金2,039,000円			

委任状

(入札参加申込み用)

令和 年 月 日

摂津市長様

委任者(入札者)

住 所(所在地)

ふりがな

商号又は名称

ふりがな

氏名(代表者職氏名)

実印

電話番号

メールアドレス

ユーザーID

私は、下記の者を代理人と定め、以下のとおり権限を委任します。

記

受任者(代理人)

住 所(所在地)

ふりがな

商号又は名称

ふりがな

氏名(代表者職氏名)

電話番号

メールアドレス

■委任事項 令和 年 月 日に入札参加申込の受付を開始したインターネット公有財産売却の一般競争入札に関する一切の権限

■注意事項

※電話番号は日中にご連絡の取れる電話番号をご記入ください。

※公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(様式第2号)をこの委任状と併せて提出してください。

※提出された書類は一切返却しません。

記載例

委任状

(入札参加申込み用)

令和 年 月 日

摂津市長様

委任者(入札者)

住 所(所在地) 大阪府〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号

ふりがな まるまる しょうてん

商号又は名称 ○○商店

個人は実印、法人は法人印を必ず押印してください。

ふりがな せつつ たろう

氏名(代表者職氏名) 代表取締役 摂津太郎

実印

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス settsu-tarou@city.settsu.osaka.jp

ユーザーID abcdef1234

●申込者欄の記入は、
K S I 官公庁オークション ID 取得時と同様
の内容を記入してください。

私は、下記の者を代理人と定め、以下のとおり権限を委任します。

記

受任者(代理人)

住 所(所在地) 大阪府△△市△△丁目△△番△△号

ふりがな まるまる しょうてん

商号又は名称 △△商店

ふりがな せつつ じろう

氏名(代表者職氏名) 代表取締役 摂津次郎

電話番号 △△-△△△△-△△△△

メールアドレス settsu-jirou@city.settsu.osaka.jp

■委任事項 令和 年 月 日に入札参加申込の受付を開始したインターネット公有財産売却の一般競争入札に関する一切の権限

■注意事項

※電話番号は日中にご連絡の取れる電話番号をご記入ください。

※公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(様式第2号)をこの委任状と併せて提出してください。

※提出された書類は一切返却しません。

誓 約 書

私は、摂津市が摂津市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 私は、摂津市の公共工事等を受注するに際して、摂津市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 私は、摂津市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、摂津市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 私は、本誓約書及び役員名簿等が摂津市から大阪府摂津警察署又は大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 私が摂津市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれかに該当する事業者であると摂津市が大阪府摂津警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は摂津市の調査により判明した場合は、摂津市が摂津市暴力団排除条例及び摂津市公共工事等における暴力団排除措置実施要綱に基づき、摂津市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 私が摂津市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を摂津市に提出します。また、資材・原材料等についても、暴力団員及び暴力団密接関係者からは納入いたしません。
- 私の使用する下請負人等が、摂津市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれかに該当する事業者であると摂津市が大阪府摂津警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は摂津市の調査により判明し、摂津市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

摂津市長 様

令和 年 月 日

・住所 (所在地)

・商号又は名称 (法人)

・氏名 (法人は代表者名)

印

(実印)

・生年月日 (法人は代表者の生年月日)

年 月 日

問い合わせ先

摂津市 総務部 資産活用課 管財係

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

TEL 06-6383-1325(直通)

06-6383-1111(大代表)(内線2181)

072-638-0007(代表)

FAX 06-6319-6407

E-mail shisan-katsuyou@city.settsu.osaka.jp

HP <http://www.city.settsu.osaka.jp>